

海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地 標津町



第Ⅲ期 標津町子ども読書活動推進計画

計画期間 自) 令和 7年 5月
至) 令和12年 3月
おおむね5年間



令和7年5月
標津町教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	基本理念	3
3	計画の性格	3
4	計画の対象	3
5	対象となる各期の特徴	3
6	計画の期間	3
7	これまでにおける成果と課題	4
	(1) 第Ⅱ期計画の取組における成果と課題	4
	(2) あすばる内移転後の取組の成果と課題	6
	(3) 国や標津町の子どもの読書環境の現状と課題	9

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1	第Ⅲ期計画の基本的な考え方	12
	(1) 基本目標	12
	(2) 基本方針	12
2	推進のための方策（家庭・地域・学校等における取組）	12
	(1) 乳幼児期（0～6歳）における読書活動の機会の提供	12
	(2) 学校（6～18歳）における読書活動の機会の提供	13
	(3) 図書館における読書活動の機会の提供	15

第3章 資料

資料	16～
1	子どもの読書活動の推進に関する法律
2	第五次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要
4	北海道子どもの読書活動推進計画＜第五次計画＞【概要版】

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 国の動向と取組

国は、2001（平成 13）年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体でその推進を図っていく必要があるとしました。この法律により、推進の方向性を示すために、2002（平成 14）年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。この計画は概ね5年ごとに見直され、2023（令和 5）年に策定した「第五次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本の方針としています。

学校図書館については、2014（平成 26）年公布の「学校図書館法の一部を改正する法律」により、2016（平成 28）年に「学校図書館ガイドライン」を策定し、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示しました。

また、2017（平成 29）年～2019（平成 31 年）改訂の学習指導要領では、総則において、国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて児童生徒の言語活動（記録、説明、批評、論述、討論等の学習）を充実すること、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること等が規定されました。

(2) 北海道の動向と取組

北海道教育委員会では、国の取組を受けて、2003（平成 15）年に「第一次北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画は概ね5年ごとに見直され、2023（令和 5）年策定の「北海道子どもの読書活動推進計画<第五次計画>」では、「北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る」を基本理念に、「社会全体での子どもの読書活動の推進」「子どもの学びを支える読書環境の整備」を基本目標として挙げています。

(3) 子どもたちを取り巻く環境

近年、子どもたちの読書環境を取り巻く社会情勢の変化がますます加速しています。スマートホンの急速な普及と所有年齢の低年齢化、それらを活用した SNS などのコミュニケーションツールの多様化、動画視聴やゲーム等利用の長時間化などは、子どもの読書活動にも大きな影響を与えているといわれています。

また、新型コロナウイルス感染症の大流行の期間、家庭の生活習慣の変化や価値観の多様化、行動制限による図書館等へのアクセス制限、学校教育における一人一台端末利用など、社会全体が急激に変化してきました。

標津町の子どもたちを取り巻く環境においても、これらが顕著に影響しており、生活習慣の改善と読書習慣の定着についての課題がより一層深刻化しています。

(4) 標津町の状況

標津町教育委員会では、国や道の取組を受け、2005（平成 17）年に「第Ⅰ期標津町子どもの読書活動推進計画」

【計画終了 2013（平成 25）年】を策定、2013（平成 25）年に「第Ⅱ期標津町子どもの読書活動推進計画」【計画終了 2018（平成 30）年】を策定し、標津町の子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう、計画・実施・改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、2019（令和元）年以降、新型コロナウイルス感染症の大流行、標津町図書館の移転準備やそれに伴う担当職員の異動などにより、第Ⅱ期計画の検証と第Ⅲ期計画の作成・策定ができませんでした。

そこで、標津町では、町生涯学習センターあすばるへの図書館移転完了に伴う標津町図書館「としょばる」のオープン、川北生涯学習センターに川北分室、文化ホールにとしょばる分室の設置を機に、「第Ⅲ期標津町子どもの読書活動推進計画」【計画期間：2025（令和 7）年 5 月から 2030（令和 12 年 3 月（おおむね 5 年間））（以下、第Ⅲ期計画という）を策定したものです。



2 基本理念

基本理念 標津町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

第Ⅲ期計画における基本理念は、「第Ⅰ期計画」から「第Ⅱ期計画」の趣旨を引継ぎ、標津町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等と連携を進め、積極的にその環境の整備を図ることとしています。

3 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に基づき策定するものであり、標津町の教育の各分野に関して策定する個別計画として、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互協力によって、社会全体で標津町の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

4 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を乳幼児期（本に出会う）、小学生期（本に親しむ）、中学生期（本から学ぶ）、高校生期（本と生きる）の4つの期間に分けて、各期における特徴に応じた読書活動を推進します。

5 対象となる各期の特徴

乳幼児期から高校生期までの子どもを対象として、家庭、地域、学校等、福祉施設、図書館が相互に連携・協力し、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進していく必要があります。

（1）乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

（2）小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合があります。

（3）中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになるので、読書を将来に役立てようとするようになります。

（4）高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達します。また、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

※ 文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）から引用

6 計画の期間

この計画に期間は、令和7年5月から令和12年3月までとしますが、おおむね5年間とし、必要に応じて見直すものとします。

7 これまでの取組の成果と課題

標津町図書館は、令和4年12月に旧図書館を閉館し、令和5年4月標津町生涯学習センターあすばるへ移転し、とよばるとして新たにオープンしました。旧図書館における第Ⅱ期計画の主な取組の成果と課題とあすばる移転後の取組の成果と課題は以下の通りです。(○：成果、●：課題)

(1) 第Ⅱ期計画の取組における成果と課題

- 妊娠期間中から妊婦が絵本や童話に親しむことを推進するために、広報誌やチラシによる妊娠中の読書の効果等についての啓蒙活動に取り組んできたが、チラシ等を見て図書館を訪れる妊婦はほとんどいなかった。個々がインターネットやSNS等を通じて多様な情報を得ていることや、妊婦への過度な負担やプレッシャーなどを考慮し、妊婦への啓蒙活動については保健福祉センターと協議し中止した。
- 0歳児からの読書推進「ブックスタート」事業については、保健福祉センターとの連携で、生後3～4か月児検診時に、絵本2冊とトートバッグのプレゼントを行ってきた。対象乳児が全員参加し、本事業が定着しており、継続している。
- 乳幼児期の子どもの読書推進については、親子交流館「おひさま」において、ボランティアと職員による読み聞かせを行っており、完全に定着し好評を得ている。
- 入園前の幼児対象の「ひよこおはなし会」事業については、開催期日や魅力等を周知し、参加者へのプレゼントを準備するなどの工夫をしながら毎月1回開催してきたが、参加者が少なく平成29年度を最後に休止した。

ひよこおはなし会参加者状況（毎月1回の開催）

平成29年度	平成28年度	平成27年度
年間で1組2名参加	年間で4組8名参加	年間で14組29名参加
「光るくまヨーヨー」「ミニキャッチャー」「ミニカー工事車両」のいずれか2個のプレゼント	「光るくまヨーヨー」「ミニキャッチャー」「ミニカー工事車両」のいずれか2個のプレゼント	「光るくまヨーヨー」「ミニキャッチャー」「ミニカー工事車両」のいずれか2個のプレゼントを開始

- こども園における子どもの読書推進については、標津こども園では「よむよむ☆ママさん隊」等による読み聞かせと団体貸出の推進、川北こども園では「小中学校職員」「ボランティア」「図書館職員」による読み聞かせ会と団体貸出を毎月実施し定着している。
- 学校における子どもの読書活動の推進については、標津こども園同様、「よむよむ☆ママさん隊」による読み聞かせが定着している。また、児童生徒が個々の課題に応じた学習を効果的に進めることができるような本や資料を整備するとともに、子どもの読書意欲を高揚させる本や資料を充実させている。さらには、レファレンスサービスとして資料検索や資料のリクエストに対する積極的な援助を行っている。



- 第1期計画から「読書感想文」事業を行ってきたが、学習指導要領の改訂に伴い学校における教育課程への負担が生じてきており、令和4年度を最後に本事業を中止した。
- 図書館における子どもの読書活動の推進については、乳幼児から青少年までの年代に応じた本や資料の充実、リクエストによる積極的な要望等への対応、他の図書館との相互貸借による積極的な貸出、園・学校等からの要望等への対応、ティーンズコーナーや北海道青少年200冊コーナー、児童書おすすめコーナーの設置等の配架場所の工夫を行っている。
- 年間を通した児童による「一日司書体験」については、令和2年度の新型コロナ流行時から実施していない。再開に向けて実施内容等を検討していく。

- 夏季休業期間を利用した「ブックマラソン」事業については、令和6年度からラジオ体操の取組と合わせ「標津っ子サマーチャレンジ」事業の一つとして実施している。参加児童生徒が増えており、今後も充実させていく。

ブックマラソン完走者数

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
59名	38名	29名	33名	19名



本を読んでスタンプをためれば賞品がもらえるよ！
ブックマラソン参加方法
 ① 図書館・児童館（山形本館学習センター）で本を借りてスタンプを押してもらいます。 ※1冊あたり1つのスタンプとなります。
 ② 借りた本を返します。戻した図書館で読んでください。
 ③ 読み終わった本を返します。
 ④ 児童館の皆さんは、館内でスタンプを15つ集めて返したらゴールです。ゴールした人には、お菓子とお筆箱をプレゼント！

注意事項

- ・1日に借りることができるブックマラソン対象となる本の数は限定です。
- ・マンガや雑誌、本入庫が目的の貸出は対象外ですのでスタンプは押しません。

さらに 標津っ子サマーチャレンジに参加すると
 「ラジオ体操」のブックマラソンに参加してスタンプを集めたカードを返せば図書に追加して、お年賀状に送ります。1年分、お年賀状でも、お年賀状に送ります。お年賀状でも送ります。

お問い合わせ先 山形県 標 0153-82-2374
 受付時間 標津町図書館北東口、毎日10時～18時（休日は休館）



(2) あすばる移転後の取組の成果と課題

- 図書館が、標津町生涯学習センターあすばる内へ移転したことによって、あすばる利用者が気軽に立ち寄ることができるようになった。また、川北学習センターに分室がオープンしたことによって、川北地区の皆さんが利用しやすくなった。今後も移転による利点を生かしていきたい。

標津町図書館入館者数の推移

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
会館日数	357日	329日	292日	228日	263日
入館者数	25,906人	15,160人	15,944人	12,429人	20,518人
1日平均	72.6人	46.1人	56.6人	56.5人	80.0人
貸出冊数	18,647冊	17,691冊	25,563冊	22,352冊	22,543冊

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、入館者数が減っている。また、入館者数が減ったにもかかわらず貸出冊数が増えたのは、コロナ禍の緊急事態宣言期間、各園・各校の全学級への定期的な団体貸出を行っていたことにより貸出冊数が多くなっている。

- 令和5年度の貸出冊数の減少は、図書館があすばるへ移転したことにより、旧図書館の隣の学校等による団体貸出が減ったことが原因と思われる。団体貸出を促進するために、各園・各校との連携を図っていく必要がある。

標津町図書館 としよばる



こども図書館



受付カウンター



閲覧スペース 1





明るく温かみのある空間と
利用しやすい図書機能



学習室（個別デスク完備）



閲覧スペース 2

開館時間・サービス

- 休館日 年末年始（祝日は開館のみ可能）
- 開館時間 9時～21時
- 貸出時間 9時～18時
- 貸出日 火曜・水曜・土曜は21時まで
- サービス 閲覧・貸出・返却・予約
検索タブレット・フリーWi-Fi

あすばる内に移転し、生涯学習の一部として機能施設内の図書館エリア外のロビー等でも閲覧可能に。また、夜間貸出受付のほか図書返却ボックス(24時間対応)、ウォーターサーバーの設置などサービス面を向上。ビジネスシーンの利用にも活用いただけます。



令和6年5月1日
リニューアル！

川北分室（川北学習センター）

- 開館時間 9時～17時
- 受付窓口 川北センター窓口
- 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

これまでのセンター蔵書に加え、としよばるからも定期的に入れ替えを行い、新刊・絵本・児童書を中心に約2,000冊が設置されます。

その他、川北地区の児童や児童生徒の移動図書館代替利用にも活用



としよばる分室（文化ホール）

- 開館時間 14時～17時（閲覧のみ）
- 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

児童書を中心とした蔵書と児童生徒の放課後時間や高齢者の方々のコミュニティスペースとしてご利用いただけます。



(令和6年5月作成パンフレットより)

- あすばるや川北学習センターにおいて開催される地域行事に合わせ、図書館行事を意図的に計画・実施したことによって、行事に来たついでに図書館に立ち寄る町民の姿が多く見られるようになり、図書館利用者が増えた。(図書館カフェリブロアンケート結果参照)

＜令和6年度におけるあすばるの行事開催と合わせた図書館の取組＞

- ・まなびバ（8月）…カフェリブロ
- ・文化体験マルシェ（10月）…カフェリブロ、ブックリサイクルフェア
- ・文化祭（11月）…ブックリサイクルフェア
- ・ばるまつり（1月）…カフェリブロ、雑誌もってけ市、大型絵本・仕掛け絵本展示、北海道教育大釧路校の学生による絵本の読み聞かせ・影絵劇

「ブックリサイクル」「雑誌もってけ市」については、来館者の増加を見込んであすばるの行事

と合わせて実施したことで利用者が大幅に増えた。旧図書館で実施していた「図書館まつり」についても、あすばる行事「ぱるまつり」に移行したことにより、子どもも大人も利用者が増えた。



R6. 10. 24 文化体験マルシェ



R6. 11. 03 標津町文化祭

- 毎月1回、図書館カフェリブロを開催し、飲み物を無料提供している。開催日には、本を読みながらカフェを楽しむ町民が増えてきている。また、毎週水曜日を基本に開催することで親子交流館おひさまに参加している親子が立ち寄りやすくなった。

あすばるの行事（文化祭やぱるまつり等）に合わせてカフェを開催することによって、あすばるの行事への来館者がカフェを訪れるようになった。



図書館カフェリブロへの参加数の推移

区分	令和6年度	令和5年度	令和2～4年度	令和1年度
開催回数	9回	6回	開催せず	9回
入館者数	723人	253人		109人
1回あたり参加人数	81.3人	42.1人		12.1人

令和6年度利用者の年代別人数（第5回は来館者が多く見込まれていたためアンケートを実施せず）

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	未記入	合計
106人	19人	19人	76人	42人	18人	30人	49人	20人	379人

※ 親子交流館「おひさま」に参加した乳幼児とその保護者が多く利用した。

※ 60～70歳代は複数人数での利用が多い。

<カフェリブロ利用者アンケートより（第2回～第8回で実施したアンケート集計）>

Q：今回カフェリブロに来られたきっかけは？（％）

広報しべつをみて	11.5%
SNS（インスタグラム・ホームページ・他）をみて	2.6%
図書館に来たついでに	33.3%
知り合いに誘われて	28.2%
関係者の知り合い	14.1%
その他（防災無線で、おひさまで）	10.3%

Q：ご意見や感想等をお聞かせください。（抜粋）

- ・ いつもありがとうございます。月1回を楽しみにしております。
- ・ 本に囲まれて、コーヒーを飲めるひとときが幸せでした。学校の図書館でもこんな風に地域の人たちが集える空間や時間が作れたらいいな～と思いました。
- ・ 多くの人たちがスタッフになって、交替でできればいいですね。
- ・ コーヒーおいしかったです。いいですね。本に囲まれてコーヒーを飲めるのは。
- ・ お疲れ様です。いつもありがとうございます。ごちそう様でした。
- ・ ゆっくり本を選んで良かったです。
- ・ もっと多数の人が来ると良いですね。
- ・ ほぼ毎月来ています。標津はカフェがないので楽しい時間を過ごさせてもらっています。
- ・ ボランティアさんの雰囲気がとてもいいですね。ありがとうございました。

令和6年度途中カフェボランティアが4名から6名へと増えた。今後もボランティア募集を継続していく。また、ボランティアの方たちと「幅広い世代の人たちが来やすいカフェの持ち方」等について、協議していく。

- 令和6年度、館内にエアコン設置され、あすばるが標津町の「クールシェアスポット」に位置付けられたことによって、空調設備の整った快適な図書館の利用をポスターやチラシ等で呼びかけた。それにより、夏休み中の暑い日に来館し、ブックマラソンや勉強に取り組む児童生徒が増えた。期間終了後も、放課後や休日にテスト勉強や宿題、インターネットを活用した調べ学習などで学習室を利用する児童生徒が増えた。
- 令和6年度より、小学校入学時の児童を対象に「セカンドブック」事業、中学校入学時の生徒を対象に「サードブック」事業を行い、対象の新入学児童生徒全員に1冊ずつ本のプレゼントを行った。大変好評であり、今後は、こども園入園時（新3歳児）の園児も対象に事業を拡大していく。

本の出合い 小1、中1に

標津町図書館 1冊ずつプレゼント



読書のきっかけ 92人対象

【標津】町図書館が、町内の小学1年生と中学1年生に1冊ずつ本をプレゼントする「セカンド・サードブック事業」を始めた。生まれて初めて赤ちゃんと与える絵本「ファーストブック」を参考にしたユニークな取り組み。読書のきっかけづくりと習慣化を支援する事が目的で、初年度は92人が対象となる。来年度以降も継続を予定している。

「ファーストブックがあるなら、セカンドブックやサードブックがあってもよいのでは」という図書館員のアイデアが発端となった。子供たちには事前に各自贈り物を紹介したリストを配布。小学生向けは年や魚をテーマにしたものや児童小説などで、中学生向けは青春小説や「ゴジラ」も方法、サケの料理本など多彩だ。子どもたちは、それぞれ欲しい本をあらかじめ決めていた。

21日には標津小1年生31人と、標津中1年生29人への贈呈セレモニーを各校で実施。小野哲也館長は「本が好きになったら、図書館に読みたい本がたくさんあるので来てほしい」とあいさつし、児童、生徒の代表にそれぞれ本を手渡した。標津中の徳田太さん12は「13歳からの対話力」という本を選び、「いろいろな人の話し方を学びたい」と話した。

23日には川北小1年生10人と川北中1年生18人にも同様に本が渡される。（美松亮洋）

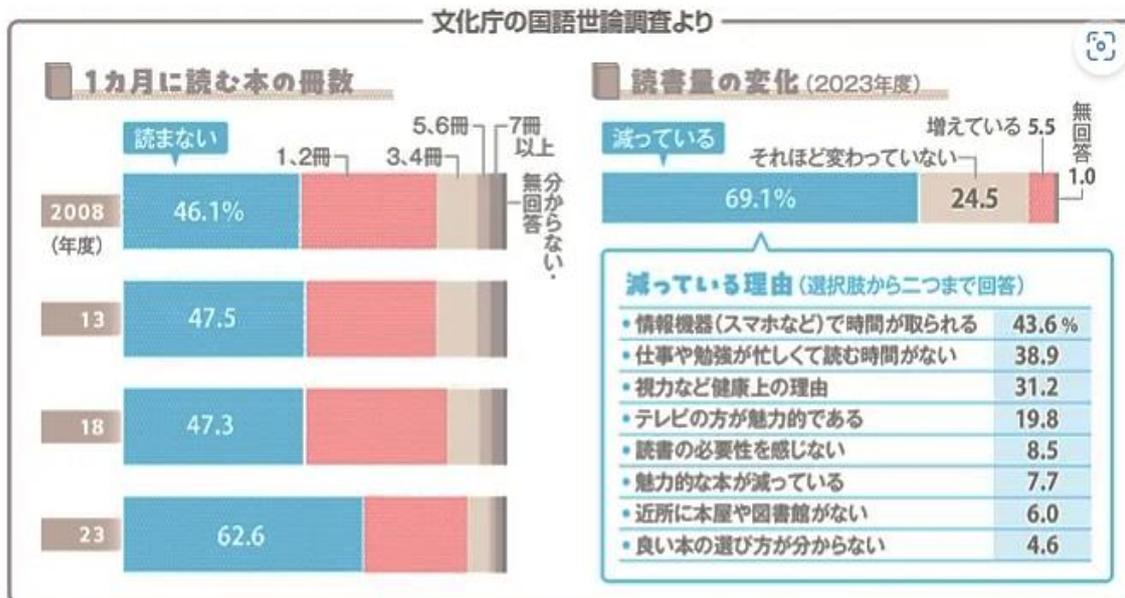
標津町図書館からプレゼントされた本を掲げる標津小1年生

(R6. 4. 22 北海道新聞)

- 園・学校が、来館しての学習活動等に積極的に対応していたが、直前での急な対応もあったため、スムーズにいくよう事前の連絡調整を工夫していく。
- 令和6年度、図書館事業に指導主幹が関わることにより、こども園・小中学校・高校に対して、図書館の各取組の周知や連携等を図りやすくなった。今後も、各園・各校の読書活動推進のために指導主幹が積極的に関わっていく。
- 学校における一人一台タブレット端末使用が定着し、子どもから大人までスマホによる動画視聴や電子書籍を利用する人が増え、全国的に電子書籍への関心が高まっている。すでに導入している市町村等の図書館も増えてきている。今後、電子書籍貸出サービスを実施している図書館の例を参考に、導入に向けた検討をしていく必要があると考えられる。

(3) 国や標津町の子どもの読書環境の現状と課題

文化庁が令和6年9月に発表した「令和5年度国語に関する世論調査」によると、1カ月に1冊も本を読まないと答えた人の割合（不読率）が6割を上回り、調査開始以来初めて半数を超えました。さらに、7割近い人が以前に比べて読書量が減っていると答えています。文化庁では、10代～20代は「スマホ・タブレットなど」の使用時間により読書時間が減少しているものと分析しています。

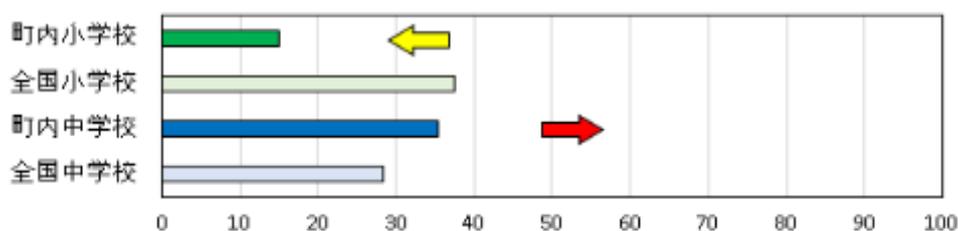


R6.11.03 北海道新聞 令和5年度「国語に関する世論調査」結果の概要(文化庁)より

『令和5年度全国学力学習状況調査・質問紙結果』では、標津町の子どもたち(小6・中1)においても、小学生からの読書離れ傾向がうかがえます。

『令和5年度全国学力学習状況調査・質問紙結果』(分析:標津町教育委員会)より

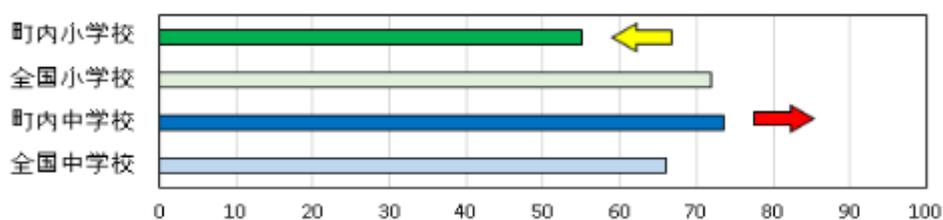
質問 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか。(電子書籍を含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)



◎小学生15%、中学生35%が「30分以上」と回答しました。前年度よりも小学校が下がり、中学校が上がっています。小学校の段階から読書離れが進んでいる状況です。

◎図書館、図書室の利用率が大変低く、家庭の蔵書数も100冊以下の回答が約80%です。

質問 読書は好きですか。



◎読書好きな子どもの割合は、小学生55%、中学生74%です。小学生の減少傾向が強くなっています。小学生からの読書指導が大事になってきます。

標津町図書館学年別貸出利用者数の推移（延べ人数）

（標津町図書館）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	
幼児	282人	276人	124人	90人	27人	8人	
小学生	1年	155人	121人	181人	79人	9人	0人
	2年	236人	174人	194人	226人	53人	20人
	3年	228人	236人	254人	181人	160人	60人
	4年	173人	120人	69人	204人	225人	228人
	5年	115人	108人	100人	137人	204人	209人
	6年	165人	187人	173人	164人	172人	303人
	小計	1,072人	946人	971人	991人	823人	820人
中学生	1年	53人	52人	122人	87人	109人	242人
	2年	58人	79人	59人	96人	84人	198人
	3年	85人	122人	257人	188人	181人	336人
	中計	196人	253人	438人	371人	374人	776人
高校生	1年	21人	19人	24人	33人	41人	139人
	2年	67人	64人	64人	106人	121人	253人
	3年	7人	9人	40人	132人	165人	622人
	高計	95人	92人	128人	271人	327人	1,014人
一 般	2,563人	2,598人	2,342人	2,399人	2,449人	2,967人	
年齢未入力	405人	292人	419人	308人	395人	287人	
合 計	4,613人	4,457人	4,422人	4,430人	4,395人	5,872人	

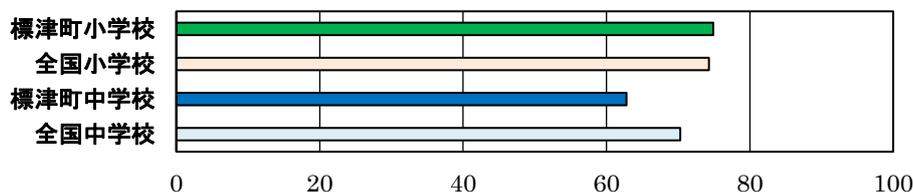
上は、標津町図書館学年別貸出利用者の推移です。上の貸出利用者の推移で見られる通り、小学校就学前の乳幼児・園児や小学校低学年児童の貸出がここ数年で大きく増えています。親子交流館「おひさま」やこども園での読み聞かせ等の取組によって、「本を読みたい・読ませたい」と感じている保護者が多くなっていることがうかがえます。

一方で、小学校高学年以上の児童・生徒についてみると、「よむよむ☆ママさん隊」等のボランティアによる読み聞かせを小中学校で定期的にも実施していても、貸出利用者数が減っています。学校図書館の本の充実やタブレット端末を活用した調べ学習が進んでいることが考えられますが、読み聞かせの絵本として、学級文庫として、調べ学習の資料や図書として、子どもの身近に本がある環境づくりをしていくことが大切です。

次に、標津町の子どもたちのゲームや動画視聴の傾向について、下の『令和6年度全国学力学習状況調査・質問紙結果』から、標津町の子どもたちの状況についての傾向がうかがえます。

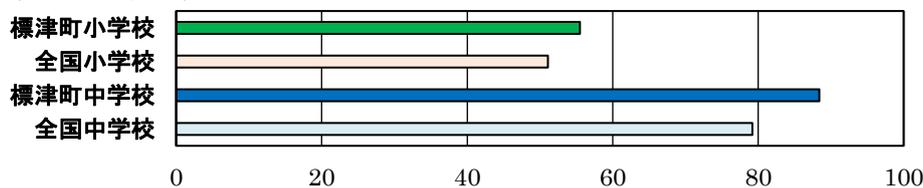
『令和6年度全国学力学習状況調査・質問紙結果』（分析：標津町教育委員会）より

質問 普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、メディアを使用したゲームをしていますか。



◎小学生約75%、中学生約63%が平日1日1時間以上メディアでゲームをしていると回答しました。全国平均並みです。1日4時間以上の回答が、小学生約20%、中学生約5%でした。このような子どもは、家庭生活時間の大部分でゲームをしていることになります。家庭と連携して、ゲーム依存を解消しなければなりません。

質問 普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、メディアを使用した動画視聴をしていますか。（ゲームを除く）



◎小学生約 50%、中学生約 80%が平日 1 日 1 時間以上動画視聴をしていると回答しました。中学生の視聴時間が長く、3 時間以上の生徒が約 34%もいました。ゲーム同様、家庭で過ごす時間の使い方を、家庭と連携して改善しなければなりません。読書量の少なさにも影響していると思われます。

標津町の子どもたちにおいても、平日にメディアで 1 日 4 時間以上もゲームをしている小学生が 20%、スマートフォンで 3 時間以上も動画視聴をしている中学生が 34%もいました。家庭では学習時間を何とか確保しているものの、ゲームや動画視聴の時間が増え、読書時間を確保できない子どもが増えています。「うちの子は学習時間だけは確保できているだけでもいいか」と考えている保護者も多いと思われます。

そこで、仙台市内の公立小中学校に通う 7 万人以上の子どもたちの学力データを十年以上にわたって追跡調査をし、脳科学的に子どものスマホや読書習慣と学力の関係について調査している東北大学教授・川島隆太氏は、『子どもたちに大切なことを脳科学が明かしました』の中で、脳科学の観点から以下のように述べています。

[子どもたちにとって“よい”こと]

- 読み聞かせは、子どもの感情や記憶に関わる脳の部分を刺激する
- 読み聞かせのような言葉に関する親子コミュニケーションが、子どもの言語発達におおいに関係する
- 読書習慣は、発語と言語理解に関わる場所をつなぐ配線の情報伝達をよくする
- 小学生では、読書時間の長さや成績は比例関係にある
- 家庭で勉強する習慣は、子どもの脳の発達にとってよいことである
- 科目によって、学力の影響を受ける脳の部位が異なるから、いろいろな科目に取り組むことが脳によい影響を与える
- 親と過ごす時間が長い子どもたちほど、言語能力が高い

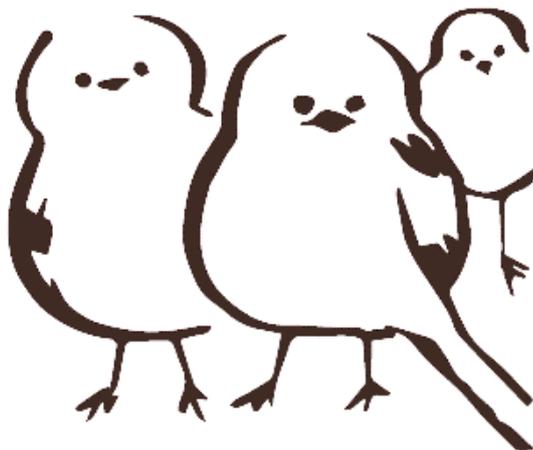
[子どもたちにとって“よくない”こと]

- 睡眠が不足すると、記憶に関わる海馬が小さくなる
- 成績下位の子どもたちでは、朝食を食べないことがある割合が 4 割近い
- 子どものテレビ視聴時間の長さと言語能力の低さに関連がある
- 子どもがゲームで長時間遊ぶ傾向と言語能力の低さに関連がある
- インターネットの頻繁な利用は、子どもたちの言語能力の発達に悪影響がある

その他の著書でも、川島氏は、「1 日 10 分間だけでも本を読めば想像力が高まる」「本を読めば、語彙力が高まりその分思考力も高まる」「スマホが脳の発達を阻害する」などと述べています。

子どもたちが、学習以外でスマホ等でメディアに触れる時間がどんどん増えています。学年が上がるにつれて、スマホ時間を確保するために睡眠時間を削っている子も増え始めています。

このことは、一つの家庭の中だけでは解決できない問題になってきています。社会全体で真剣に考えていく必要があります。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 第Ⅲ期計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

「あらゆる世代への読書活動の推進支援」

図書館のあり方は、町の文化度を象徴するといわれています。あすばる内に移転して3年目を迎える標津町図書館としよばるでは、公民館との複合施設としての特徴を生かしながら、あらゆる世代の読書活動の推進を支援し、本町の文化度向上を図っていきます

(2) 基本方針

① 子どもたちが本に親しむ機会の創出

- ・ ボランティアと連携した幼児から小中学生への読み聞かせなどを通して、子どもたちが本に親しむ機会を創出します。
- ・ 園や学校への団体貸出などを推進することを通して、子どもたちの身近に本がある環境づくりを創出します。

② 発達段階に応じた図書の提供

- ・ 「ブックスタート」「ファーストブック」「セカンドブック」「サードブック」事業における図書贈呈などを通して、子どもたちが本に親しむ機会を創出します。
- ・ 子どもから大人まで発達段階やそれぞれのニーズに応える図書や資料の整備に努め、あらゆる世代の読書活動を支援します。

③ 蔵書を活かした中高生から高齢者までの生涯学習支援

- ・ 中高生から高齢者まで、誰もが利用しやすい書棚の再整理により、多様な世代の生涯学習を支援します。
- ・ 広報誌やSNS等を活用したサービスの周知、インターネットを活用した蔵書検索システムなどにより、多様な世代の読書活動に関わる情報収集を支援します。

2 推進のための方策（家庭・地域・学校等における取組）

学校においては、児童生徒一人1台タブレット端末が支給され、児童生徒はそれらを学習だけでなく多くの場面で活用し、情報を得たり表現活動をしたりするようになりました。また、家庭においても、テレビ・インターネット・スマートホン・ゲーム等の情報機器がほとんどの家庭が所持しており、大人も子どもも家庭内でスマートホンにふれる時間が増えています。スマホ時間を確保するために睡眠時間を削っている子どもも増え始めています。

そのような中で、家庭・地域・学校等において、子どもにとって身近な大人たちから積極的に子どもの読書活動を推進し、子どもたちが本に親しむ機会を創出していくことが求められます。

子どもたちのそれぞれの発達段階にそった方策については、以下の通りです。

(1) 乳幼児期（0～6歳）における読書活動の機会の提供

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて、絵本や物語に興味を示し、イメージや言葉を豊かにしながら本の世界を楽しむようになります。そして、このような経験を通じて、子どもは精神的な安定感や親への信頼感を獲得していきます。

また、保護者が「読み聞かせをする」、「家に本をたくさん置く」、「図書館に連れて行く」などの読書活動の支援を積極的に行っている家庭で育った子どもは、読書好きになるという傾向が明らかになっています。

ですから、乳幼児期の子どもの読書活動の推進のためには家庭の働きかけが極めて重要です。家庭においては、この時期から積極的に子どもが本に親しむ機会を創出して見守ることが望まれます。

標津町では、家庭やこの時期における子どもの読書活動推進のための支援として、図書館や保健福祉センター、親子交流館「おひさま」、各こども園や各小中学校などにおいて、積極的に読み聞かせを行っており、今後も継続していきます。また、これまで実施していた乳児対象の「ブックスタート」事業を継続していくとともに、新たに、こども園入園（新3歳）児対象の「ファーストブック事業」

として一人1冊の本をプレゼントし、親子で本に親しむ機会を創出します。

<具体的な取組>

赤ちゃんからはじまる本との出会い	
赤ちゃんからはじまる本との出会いを大切にし、絵本を通じた家庭での温かい時間により家読を推進し、乳幼児の健やかな心を育みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業：3～4か月児とその保護者を対象に読み聞かせをし、絵本2冊とトートバッグをプレゼント ・保護者や家族と一緒に本を楽しむ時間づくりや家読（うちどく）の取組推進の啓発
乳幼児にやさしい図書館環境と利用促進	
親子で本に親しみ、人とのコミュニケーションを深める場としてとしよぼるが利用できるよう活動内容を工夫するとともに、乳幼児とその保護者が快適に過ごせる環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児やその保護者が絵本を手に取りやすい図書館の環境づくり ・乳幼児向け図書の充実 ・乳幼児を対象にした行事等への協力 ・乳幼児の読書活動への理解を促す啓発活動の推進
読み聞かせの機会の拡充と支援	
親子交流館「おひさま」やこども園でのボランティア等による読み聞かせを通じ、幼児に絵本の楽しさを伝え、就学前からの読書活動の習慣化や、世代間のつながりによるコミュニケーションの深まりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・親子交流館「おひさま」での職員やボランティア等による読み聞かせ ・こども園からの要請による読み聞かせ ・こども園の職員等への読み聞かせ研修会等への参加呼びかけ
こども園における本に親しむ環境づくり	
こども園は、子どもが多くを過ごす場所であり、心身の成長に深い関わりを持っていることから、子どもたちの身近に本があり、安心して本に親しめる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ファーストブック事業：こども園の新3歳児を対象に一人1冊の本をプレゼント ・こども園への団体貸出の推進 ・こども園の蔵書充実のための協力（月1回の入替） ・こども園の行事や取組への積極的な協力

(2) 学校（6～18歳）における読書活動の機会の提供

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は重要な役割を担っています。

学校教育法第21条においては、義務教育として行われている普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。学習指導要領においては、各教科等の学習を通じて言語活動を充実させることが重視されており、発達段階に応じた体系的な読書指導を行うことや、調べ学習や読書活動の一層の推進により、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。そこで、学校においては、学習に必要な資料や情報の収集・選択・活用能力の育成や、あらゆる教科・領域等における指導との関連を図った読書活動の展開、さらには、総合的な読解力の育成をめざした取組など、学校図書館を学びの基盤に位置付けた教育を推進していく必要があります。

標津町では、学校における読書活動推進のための支援として、小中学校において、「よむよむママさん隊」などのボランティアを活用した読み聞かせを実施しており、今後も継続し子どもたちの読書習慣の形成化を目指していきます。また、図書館では、小中学校の新1年生を対象に「セカンドブック・サードブック事業」を実施し、対象児童生徒に一人1冊の本をプレゼントし、本に親しむ機会を創出します。さらには、学校との連携を強化し、児童生徒が図書館に来館しての学習や司書体験、学級ごとの団体貸出の促進、調べ学習に効果的な資料や図書の整備と情報提供に努めます。

読書離れ傾向にある中高生に対しては、若者の流行や傾向の把握に努め、中高生に人気の本やおススメの本、ティーンズコーナーの充実だけではなく、学校と積極的に連携を図りながら、探究的な学習等に活用できる本や資料の整備と情報提供、HPを利用した蔵書検索システム活用、学習室利用の促進などにより、本に触れ・親しむ機会を増やし、読書離れの解消を目指していきます。

そして、これらのことを、校長・教頭会議等を利用し、学校への情報提供や周知に努めます。

<具体的な取組>

児童生徒が「読みたい・調べたい」を満足させる読書環境の整備と充実	
子どもの発達段階を踏まえて、児童生徒が本に出会い、読書を楽しみ、本に	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が本や資料を手に取りやすい図書館の環境づくり ・小学生から高校生まで、発達段階に応じた多様なジャンル

<p>親しめるよう、図書館の環境整備に努めます。</p>	<p>の本の整備とコーナー等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の希望や要望に応えるリクエスト本への対応 ・ 放課後や休日にも気軽に利用できる環境づくりの工夫
<p>朝読・読み聞かせの取組と家読の推進</p>	
<p>小中学校での朝読や読み聞かせ、家庭での家読の推進を通じ、読書習慣の形成化と読書を通じた家族のコミュニケーションの促進を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「よむよむ☆ママさん隊」などのボランティアによる読み聞かせの実施 ・ 学校や家庭での生活リズムと読書習慣の形成（「標津っ子家庭教育10カ条」の推進） ・ 家族で本を読む家読の啓発
<p>児童生徒の学びを支援する環境づくり（読書習慣と調べる力の形成）</p>	
<p>学校は、子どもが多く時間を過ごす場所であり、そのほとんどの時間が学習活動であることから、子どもたちの学びを支援し、主体的な読書活動や調べ活動に本や資料が活用できる環境づくりと読書習慣の形成のための取組の充実に努めるとともに、中高生の読書離れの解消を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ セカンドブック事業：小学校新入学児童を対象に一人1冊の本をプレゼント ・ サードブック事業：中学校新入学生徒を対象に一人1冊の本をプレゼント ・ ブックマラソン事業：小中高校生を対象に夏季休業期間に指定された冊数の本を読むと完走賞と景品を授与 ・ 一日司書体験事業：小学生を対象に夏季休業期間にとしよばるで司書体験し図書館利用機会を創出 ・ 北海道青少年200冊コーナーの常設 ・ 学校・学級への団体貸出の推進 ・ 学校図書室の充実のための学校との連携強化 ・ 社会科見学や職場体験学習等の積極的な受け入れ ・ 学習内容に応じた読書活動や探究的な学習等に役立つ本や資料の整備と蔵書情報の提供 （「標津町ふるさと教育プログラム」のテーマに沿った蔵書ブックリストを作成し学校へ提供） ・ 学習室の利用促進と閲覧や貸出への呼びかけ ・ 閲覧コーナーの充実（新聞やWi-fi環境） ・ 中高生へのHPを利用した蔵書検索システム活用の促進 ・ スマホ利用時間・読書時間・学力の関係など、望ましい生活習慣の啓発



蔵書検索システム

標津町ふるさと教育用蔵書ブックリスト

- ★は蔵書自採済み図書 標津町図書館（としよばる）
- 【自然・環境】
- 『プラスチックのうみ』（絵本）
 - ミシェル・ロード作、ジュリア・プラットマン絵、川上拓土 訳、磯辺 篤彦監修 出版：小学館 ¥1,500 978-4-09-725057-9
 - 入道が出したプラスチックごみ。それは、どのように高を巻き、空に舞らす生物に影響を及ぼしているのか。昔はいかに生き残るはずだったらぬのか。美しいイラストとともに、わかりやすい言葉で伝える。
 - 『しゅんぴはいいかい？名もなきごさとエシカルな冒険』（絵本）★
 - 末吉 里花 文、中川 学 絵 出版：山川出版社 ¥1,500 978-4-634-14001-1
 - 食べ物を食べる時、物を手にするとき、人や動物がハッピーになるのを望めるように、見えない世界の誰かとうつろいながら生きていこう。人、動物、環境、社会、地域に生きたる生きかたや行動「エシカル」の理念を伝える絵本。
 - 『プラスチックモンスターをやっつけよう』（児童書）
 - 高田 秀重監修、クリハラ タカシ絵、クレヨンハウス編集部編 出版：クレヨンハウス ¥1,600 978-4-86101-382-9
 - マイクロプラスチックってなに？世界のプラスチック問題は？プラスチック問題も多量イラストでわかりやすく解説します。自由研究にも最適な一冊。書き込みシートあり。
 - 『地球がもし100cmの球だったら 子どもSDGs 環境問題がよく見える』（児童書）★
 - 永井 智哉 文、木野 鳥平 絵 出版：世界文化パックス 世界文化社(株) ¥1,200 978-4-418-22839-6
 - もし地球の直径が100cmなら、富士山は0.3mm、空気の厚さは1mm、飲み水はわずかスプーン1杯ほど。身近なスケールで、かけがえのない地球に起きているさまざまな問題を考える。本体は両表紙なし無断じ。

標津っ子家庭教育10カ条

～家庭と地域が協力して、標津っ子を健やかに育てましょう！～

- 第1条** 社会のルールやマナーを守らせよう！
社会生活の約束・公共のマナー・交通ルール・差別や偏見の禁止 など
- 第2条** メディア機器やゲーム機器の約束を決めよう！
家庭のルール作り・ネットの危険性指導・SNSのマナー・スイッチオフ18-22 など
- 第3条** 生活習慣を整え自主性を伸ばしましょう！
家庭学習・読書・家族の役割分担・整理整頓・運動習慣・早起早起き朝ごはん など
- 第4条** 相手を尊重できる思いやりの心を育みましょう！
あいさつ・言葉づかい・助け合い・いじめ防止・多様性の尊重 など
- 第5条** 自分の考えを相手に伝える力を伸ばしましょう！
自分の考えや思いを表現できる・情報を選択し発信できる など
- 第6条** 地域社会で生きる力を身につかせよう！
円滑な人間関係づくり・多くの人との関わり・地域行事参加・体験活動参加 など
- 第7条** 将来の夢や希望を持たせよう！
未来を切り拓く前向きな心・一生懸命な姿・向上心・挑戦意識・目標達成意識 など
- 第8条** たくましく豊かな心を育てよう！
自立する心・共感する心・感謝する心・自期する心・徳恵を判断する心 など
- 第9条** みんなで生きるために大切なことを教えよう！
生命尊重・自然愛護・環境保護・郷土愛・勤労意識・防災意識・情操教育 など
- 第10条** 家族の絆と愛情で支えよう！
成長に寄り添う・人生の手本になる・ほめて認めて前向き言葉・子ども応援団 など

～健全な青少年を育てる標津町民の会～

令和4年4月1日 制定

(3) 図書館における読書活動の機会の提供

図書館とは、「図書館法」によれば、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とされています。今日、図書館は、多くの人たちが読みたい本を探し読書を楽しむための場所であるとともに、読書全般に関する利用者の相談や要望に応じる施設として重要な役割を担っています。さらには、子どもから大人まで多くの世代の学びの場や知識交流の場としての役割も担っています。

子どもの読書活動の推進にあたっては、図書館は、子どもたち一人一人が、読みたい本を自由に選択したり、読み聞かせなどに参加したりしながら、読書の楽しさを知り、豊かな創造力や読解力を身に付けていく上で重要な場、自分の学習課題の解決や探究的な学習活動を推進するために必要な本や資料を見付けたり活用したりするなど学びの場としての役割も求められています。

標津町図書館は、令和5年度のあすばる内への移転後も、子どもから大人まで多くの町民に親しまれ、各世代のニーズに応える施設、町民の生涯学習を支援する施設を目指してきました。また、令和6年度からは川北学習センターに分室がオープンし、川北地区の住民の読書活動に応えるようになりました。そのため、子どもから大人まで多くの町民の興味や関心に応える蔵書を整備し、新着図書コーナー、雑誌コーナー、北海道青少年200冊コーナー、芥川賞・直木賞・本屋大賞コーナー、季節の絵本コーナーなどの設置を工夫したり、リクエスト・予約・レファレンスサービスなどの本に関するサポートの充実を図っています。

また、図書館カフェリブロ、あすばる行事（文化祭やばるまつりなど）を活用したブックリサイクルなどのイベントを開催し、乳幼児からお年寄りまで、各世代の図書館利用機会を創出に努めています。

<具体的な取組>

読書環境の整備と工夫	
子どもから大人までの読書習慣の形成を目指し、読書への興味や関心を高めるようなコーナーの設置を工夫し、読みたい本や話題の本をわかりやすく手に取ることができるよう館内環境の工夫に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新着図書コーナー、季節の絵本コーナー、大型絵本コーナー、北海道青少年200冊コーナー、児童書おすすめコーナー、芥川賞・直木賞・本屋大賞コーナー、日本で最も美しい村連合コーナーなどの工夫 ・ 年代別図書資料の充実とティーンズ向けコーナーの設置 ・ 季節やテーマによる本の展示 ・ レファレンスサービスの充実（インターネットを利用した蔵書検索やHPを利用した蔵書検索システム） ・ リクエストへの対応と相互貸借による貸し出し ・ 川北分室との定期的な図書入替
図書館利用機会の創出	
乳幼児からお年寄りまで気軽に利用することができる「図書館カフェリブロ」の開催や、たくさんの町民が集まるあすばる行事等との同時開催による取組の充実により、図書館利用機会の創出に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に無料で飲み物を提供する月1回の図書館カフェリブロの開催（カフェボランティアとの連携） ・ 文化体験マルシェ、文化祭、ばるまつりなどのあすばる行事との同時開催の取組（カフェリブロ、ブックリサイクル、雑誌もってけ市、大型絵本読み聞かせなど） ・ 閲覧室や学習室の開放 ・ Wi-Fi環境や空調環境の充実 ・ イベント開催の周知方法の工夫（ポスター、広報誌、防災無線、SNS活用など） ・ 町民の興味や関心等を考慮した講演会等の開催
その他の取組の充実	
標津町図書館としての機能をより充実させるために、他の地域の図書館との研修会等に職員が積極的に参加し、職員のスキルアップを図り、図書館サービスや運営に活かします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や道の動きの把握 ・ 全道的な研修会への参加 ・ 根室管内の図書館との研修会や交流会への参加による情報収集

資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 第五次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要
- 4 北海道子どもの読書活動推進計画<第五次計画>【概要版】

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日号外法律154号

〔文部科学大臣書名〕

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実
不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもに参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

3

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)

- 地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保**
 - ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
 - ・多言語・やさしい日本語による利用案内
 - ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
 - ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備**
 - ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
 - ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)
 - 子どもの視点**
 - ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
 - ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)
- 図書館の設置・運営及び資料の充実
 - ・図書館資料の計画的整備
 - ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
 - ・「望ましい基準」の見直しの検討
- 司書等の配置の促進

IV 学校等

- 学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - 多様な子どもたちの読書機会の確保**
 - ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
 - ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
 - ・図書館、ボランティア等との連携(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)
 - デジタル社会に対応した読書環境の整備**
 - ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
 - ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
 - ・学校図書館図書情報のデータベース化
 - 子どもの視点**
 - ・子どもの意見聴取の機会の確保
 - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
 - ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
 - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討
- 司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

- 民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進
 - ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
 - ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
 - ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)
- 民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

4

北海道子どもの読書活動推進計画〈第五次計画〉【概要版】

< 2023（令和5）～2027（令和9）年度 >

第1章 計画の基本的な考え方

◆ 計画策定の趣旨とその背景

- 子どもの読書活動は、社会全体で推進を図る必要
- 第四次計画の成果と課題を踏まえた内容
- 社会の変化や国の新たな施策等に対応した内容

◆ 国や道の動向

- 国：読書バリアフリー法の公布・施行（2019.6）
- 国：GIGAスクール実現推進本部設置（2019.12）
- 道：地学協働活動実証事業「CLASSプロジェクト」開始（2021.4）

基本 理念

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る

◆ 計画の性格

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条に基づき策定
- 「北海道教育推進計画」の個別計画として策定
- 社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すもの

◆ 推進状況の把握

推進状況については、「北海道子ども読書活動推進会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努める

◆ 「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題

【成果】

- 子どもの読書活動推進計画を策定した市町村が増加したこと
- 学校図書館図書標準の達成や学校司書の配置が、目標値には届かないものの、全ての校種で改善の傾向が見られること

【課題】

- 家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合が減少していること
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に事業を実施している市町村数が減少していること など

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

① 子どもの読書習慣の定着

- 食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること
- 保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと

② 保護者の読書活動への理解の促進

- ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実
- 北海道子ども読書応援団などのボランティア団体や子育てサークルによる読書活動の促進

【推進方策1-2】 地域における読書活動の推進

① 図書館サービスの充実

- 子どもの視点に立ったサービスの改善
- まちづくりの拠点として、子どもや大人をつなぐ交流の場の創出
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供

② 学校等の連携・協力

- 児童生徒の調べ学習や探究活動等の授業の支援
- 学校図書館や学級文庫等への図書館資料の団体貸出し

【推進方策1-3】 学校等における読書活動の推進

① 読書指導の充実

- 一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組の実施
- 各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館の活用
- 1人1台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力を育成する活動

② 家庭や地域との連携・協力

- 保護者やボランティア、公立図書館、民間団体等との連携による読書活動

<基本目標1> の目標指標

【指標1】 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数

【指標2】 授業（総合的な学習の時間、総合的な探究の時間）で学校図書館を活用している学校の割合

【指標3】 公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合

2 <基本目標2> 子どもの学びを支える読書環境の整備

【推進方策2-1】 地域における読書環境の整備

① 公立図書館の資料・設備等の整備

- ヤングアダルトコーナーの設置など、子どもが立ち寄りやすい環境の整備
- 電子書籍や点字図書、音声図書、拡大図書など、障がいのある子どもでも利用しやすいアクセシブルな書籍や設備の整備
- 電子書籍を含む電子資料の利用促進

② 読書活動の推進・支援体制の整備

- 子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定
- 他の公立図書館や学校図書館との連携による資料の相互貸借
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

【推進方策2-2】 学校等における読書環境の整備

① 公立学校図書館等の資料・設備等の整備

- 学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備
- 児童生徒の発達段階、学校・地域の実情に応じた適切な新聞の複数紙配備
- 蔵書のデータベース化の導入
- 電子管理を活用した貸出・返却
- 電子書籍の導入や1人1台端末との連携の検討

② 人的配置の推進と運営体制の充実

- 司書教諭の役割等の理解促進
- 学校司書の配置促進
- 図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施

<基本目標2> の目標指標

【指標4】 所管の公立図書館（室）において、障がいがあっても利用しやすい形式の書籍の導入やサービスの提供をしている市町村数

【指標5】 学校図書館において、蔵書の電子管理をしている学校の割合

【指標6】 学校司書を配置している学校の割合



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

第Ⅲ期 標津町子どもの読書活動推進計画

発行 2025（令和7）年5月
標津町教育委員会生涯学習課
〒086-1651 標津郡標津町南1条西5丁目5番3号
標津町生涯学習センター（あすぱる）内

編集 標津町図書館（としよぱる）
TEL 0153-82-2074 FAX 0153-82-2901